

## 「特定技能」とは

特定技能とは、2019年4月より導入された新しい在留資格です。生産性向上や日本国内において人手不足が深刻化する14の業種（特定産業分野）に限定し、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人の受入が認められました。

### 特定産業分野（14分野）



建設



ビルクリーニング



造船・船用工業



外食業



漁業



介護



自動車整備業



素形材産業



飲食品製造業



宿泊



農業



産業機械製造



電気・電子情報



航空

介護／ビルクリーニング／素形材産業／産業機械製造業／電気・電子情報関連産業／建設／造船・船用工業／自動車整備／航空／宿泊／農業／漁業／飲食品製造業／外食業

※特定技能2号は建設、造船・船用工業の2分野のみ（2019.4.1時点）

# 特定技能となる人材

技能実習を修了したものや、**技能試験・日本語試験に合格したものであり、技能・語学能力が認められた人**

材です。

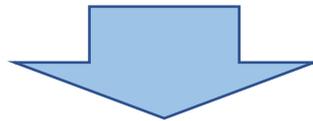
国外送出国機関や国内の専門学校生と連携し、即戦力となる人材をご紹介します。

技能実習ルート	試験ルート
国内で技能実習2号（3年間）の良好を修了したもの （技能実習と対応する職種）	国内外で行われる各職種の技能評価試験及び 日本語評価試験（N4相当）の合格したもの



# ご紹介の流れ

## 2:紹介の流れ



### 各種支援

- 1 事前ガイダンス
- 2 生活に必要な諸契約、手続き
- 3 生活オリエンテーション
- 4 相談・苦情の対応
- 5 定期的な面談と届け出等

### 各種届出手続き

- 1 支援計画の作成
- 2 雇用契約の変更
- 3 支援計画の変更
- 4 その他各種手続き

（入社するまでは完全無料でサービスをご提供致します。）

（自社と合うものを設計編集中）

## 「特定技能」の特徴

<p>①単純労働ができます。</p>	<p>「特定技能」は外国人労働者としての在留資格です。今まで技能実習の中で、技能実習計画通りで実習させなければならないですが、「特定技能」は単純労働ができます。しかも最長10年間就労可能です。</p>
<p>②日本国内で優秀な外国人材が募集できます。</p>	<p>技能実習生の募集はほぼ海外へ面接を行い、その合格者が日本へ渡航するという流れですが、「特定技能」は海外へ行かなくても、現在日本で技能実習修了直前の実習生から募集できます。</p>
<p>③三年間育ててきた技能実習生の中から、優秀な子を残すチャンスです</p>	<p>今まで技能実習3年終了後、技能実習生は帰国せざるを得ないですが、「特定技能」があるので、今後最長10年間日本で就労することが可能です。そして以前帰国した技能実習生を再び日本へ呼ぶこともできます。日本企業にとっては、優秀な子を自社に残し、会社の戦力になるいいチャンスだと考えられます。</p>
<p>④技能実習日誌がない</p>	<p>普段の仕事が忙しく、技能実習日誌を書くことに悩んでいる企業様は少なくありません。「特定技能」は完全に労働者扱いなので、技能実習日誌を書く必要がありません。</p>
<p>⑤人数枠に関係なく、業務可能な範囲が広がる</p>	<p>「技能実習」は企業様の常勤職員人数によって、受け入れる技能実習生の人数が限られています。「特定技能」に関しては、人数枠に関係なく、これまでの技能実習制度で受入できない職種、実習中できない作業が可能になります。より幅広く受け入れることが可能です。</p> <p>※建設分野は特定技能1号及び外国人建設就労者の合計が常勤職員を超えない範囲 ※介護分野は特定技能1号の在留資格者が事業所単位で常勤介護職員の総数まで</p>

## 雇用形態について

・フルタイムとした上で、原則として直接雇用となります。

(農業、漁業分野においては、一定の要件を満たした場合に例外として派遣形態を採用することが認められています。)

・外国人の所属先は一企業に限られ、複数の企業と雇用契約を締結することは認められません。

・報酬額は日本人と同等以上であることが求められます。